

Q&A こんな場合はどうなるの??

Q1. 新入学学用品費が入学前に支給された場合、**令和8年度**の就学援助（学用品等）も自動で支給してもらえますか？

A. 入学前支給と**令和8年度**の就学援助は所得の基準が異なるためそれぞれ申請が必要です。再度、入学後申請してください。

Q2. 新入学学用品費を入学前に必要としない場合、入学後に就学援助の申請をすることで新入学学用品費はもらえますか？

A. 入学時に弟子屈町立の小・中学校に通っており、就学援助が認定されたお子様の保護者には支給します。

Q3. 入学前に引っ越す予定です。申請できますか？

A. 弟子屈町立の小・中学校に入学するお子様の保護者が対象ですので、今年度内に町外に転出される方は申請できません。（転出されなかった場合は4月に申請する事ができます。）

Q4. 所得に関する書類はいつの時期の分が必要ですか？

A. 入学前支給の申請に関しては、**令和6年分**の所得を審査します。
令和8年度就学援助（学用品費等）の申請に関しては、**令和7年分**の所得を審査します。

Q5. 申請要件の証拠書類を揃えることができません。どうしたらよいでしょうか？

A. 別紙1の表の1～7に該当しない方で、生活状態が困窮している世帯については、**令和6年**の所得状況を基に審査しますので、同一世帯において所得のあるすべての方の源泉徴収票又は確定申告書の写しを添付して下さい。

ただし、**令和7年1月1日**現在弟子屈町に住民票がある方で税の申告が済んでいる方に限ります。
令和7年1月1日時点で弟子屈町に住民票のない方は、所得状況が確認できません。他の市町村が発行する所得額証明書をご本人で取得していただき提出ください。